

請願

9月定例会では請願2件を新たに受理し採択しました。また、継続審査となっていた2件の請願のうち、1件を採択しました。採択した請願の請願事項は次のとおりです。なお、意見書の提出を求める請願は、意見書欄に要旨を掲載しています。

農林中央金庫旧小金井研修所の跡地 南側の開発計画について

地域住民の安全や健康を守るため、住民の意向が反映され住環境にも十分配慮された開発計画が住民と開発事業者との協議を踏まえ形成されるよう、今回の開発及び今後市内で発生する開発行為に対し、市として助言等を行ってください。

請願者 小平市回田町325-4 土田 幸一 外863人

意見書

9月定例会では3件の意見書を可決し、関係機関へ送付しました。(要旨)

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関する事について議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁に文書で提出するものです。

地方自治法第99条
国は、平成26年度(2014年度)税制改正において、地方法人特別税、地方法人特別譲与税を廃止しないばかりか、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税の10%への引き上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めることとしました。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものです。

地方自治体が、多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできません。

よって本市議会は、国会及び関係行政庁に対し、平成27年度(2015年度)の税制改正に当たっては、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方の課税自主権に基づく超過課税の実施に関しては、あくまでも地方自治体の判断が尊重されるべきこと、また、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税、地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として還元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むことを強く要請します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あて

市民と議会の意見交換会を開催します

小平市議会では、3回目となる市民と議会の意見交換会を開催します。今回は、常任委員会ごとに分かれて4つの会場で開催し、さまざまな行政課題をテーマにして意見交換を行います。詳しい内容は以下のとおりです。ご参加をお待ちしています。

都市基盤整備について

日時：11月14日(金) 19時～21時
場所：東部市民センター
担当：建設委員会

地域における高齢者の見守りについて

日時：11月15日(土) 10時～12時
場所：小川公民館ホール
担当：厚生委員会

元気な小平をつくる！ (商・工・農業の活性化と観光プランについて)

日時：11月15日(土) 14時～16時
場所：大沼公民館ホール
担当：生活文教委員会

公共施設マネジメントについて

日時：11月16日(日) 14時～16時
場所：小川西町公民館ホール
担当：総務委員会

定員：各会場40人程度 ※当日直接会場へお越しください(先着順)
問合せ：議会事務局 ☎042(346)9566

(仮称)手話言語法 制定を求める意見書 提出について

日本では昭和初期から聾学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史があります。現在では聾学校でも手話が導入され、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより社会的に認められてきてはいますが、その活用や認識はまだ十分とは言えない状況にあります。

平成18年(2006年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。その条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年(2011年)7月に成立した改正障害者基本

法では全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることと定められています。また、同法第22条では国、地方公共団体に対して意思疎通支援施策を義務づけており、鳥取県を初めいくつかの地方自治体で手話言語条例が制定されています。

国においても、日本中の聴覚障害者が手話による情報をくまなく受けられるように、手話が音声言語と同等な言語であることを広く国民に広め、あらゆる場面で手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、さらには手話を言語として普及、

研究することのできる環境をつくるための法整備を実現することが必要であると考えます。

よって本市議会は、国会及び関係行政庁に対し、(仮称)手話言語法を早急に制定することを求めます。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣あて

ウイルス性肝炎患者に 対する医療費助成 拡充に関する 意見書提出について

あるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝炎も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が

なされているところとです。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、現は一刻の猶予もない課題です。

よって本市議会は、国会及び関係行政庁に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、次の事項を実現するよう強く要望します。

1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて

9月定例会ではさまざまな議案や請願等について、活発な議論が交わされました。

今後わかりやすい紙面づくりに努めてまいります。

お気づきの点がございましたら議会事務局にお寄せください。

〒187-1801小平市小川町二丁目 ☎042(346)9566

あしがき

9月定例会ではさまざまな議案や請願等について、活発な議論が交わされました。

今後わかりやすい紙面づくりに努めてまいります。

お気づきの点がございましたら議会事務局にお寄せください。

〒187-1801小平市小川町二丁目 ☎042(346)9566

議会目録

7月23日～10月28日
本会議、委員会、諸会議など

7 月	9 月
9日 9月定例会初日	4日 議会運営委員会
10日 9月定例会2日目(一般質問)	
11日 9月定例会3日目(一般質問)	
12日 9月定例会4日目(一般質問)	
16日 総務委員会	
17日 生活文教委員会	
18日 厚生委員会	
19日 建設委員会(市内視察あり)	
22日 まちづくり検討特別委員会	
24日 幹事会議	
25日 議会運営委員会	
26日 議会改革推進特別委員会	
30日 9月定例会最終日 議会報編集委員会	
8 月	10 月
1日 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会	14日 一般会計決算特別委員会(16日まで)
4日 立川市・福生市・清瀬市議会議員視察来庁(小平市のコミュニティバス・タクシーについての取り組みについて)	17日 特別会計決算特別委員会
6日 福井県鯖江市議会議員視察来庁(インセンティブ予算導入について)	21日 議会報編集委員会
25日 総務委員会	沖縄県糸満市議会議員視察来庁(援農ボランティア事業について)
26日 生活文教委員会	27日 東京都四市競艇事業組合議会行政視察(埼玉県久喜市・群馬県みどり市・埼玉県深谷市 28日まで)
27日 厚生委員会(小金井市視察)	28日 まちづくり検討特別委員会(埼玉県川口市視察)
28日 建設委員会	
29日 幹事会議	